

第3 公募メニュー

1 地域の合意形成に向けた支援

(1) 目的

「石川型スローツーリズム」に取り組む意欲のある地域において、今後、公募メニュー「2 モデル的な取組への総合支援」へ申請することを前提に、宿泊施設・飲食店・直売所・生産者・体験施設等が連携し、多様なサービスを提供することができるよう、地域関係者で合意形成を進める取組に対し支援することにより、地域の取組を後押しし、農林水産業及び里山里海地域の振興を図ります。

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域。

※「里海」とは、人々が様々な海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域。

※「石川型スローツーリズム」とは、里山里海地域において、本県が誇る多種多様な食材や食文化を中心に、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観などの魅力を、今の旅行ニーズである「本物志向」や「体験型」に応える形で、多様なサービスとしてネットワーク化して提供することによって、ゆったりと滞在できる旅行の過ごし方を提案するもの。

(2) 助成対象者

里山里海地域において、地域一体となり「石川型スローツーリズム」を推進していくことを目的とした団体で、以下の条件を満たす者とします。

- ①地域に居住する住民が主体となって運営する団体であること。
- ②運営規約、事務処理体制、経理体制及び存続性が明確である団体であること。
- ③市町等の協力が得られる団体であること。

(3) 助成対象事業

里山里海地域資源の再発掘・整理や地域課題の洗い出しにかかる調査分析、専門家を招聘した勉強会・研究会等、地域の特長を活かした「石川型スローツーリズム」の方向性を見出し、実現に向けた地域の合意形成を図るための事業を助成の対象とします。

(4) 助成内容

①事業実施期間

交付決定日から1年以内です。

※交付決定前に発注・契約したものについては、助成対象となりません。

②助成率及び助成限度額

助成率：定額

助成限度額：1年間で100万円

(5) 助成対象経費

以下の経費を助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、いしかわ里山づくり推進協議会へ事前にご確認ください。

費目	内容
謝金	会議に出席していただいた有識者や、指導・助言等を受けた専門家に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員に支払われる経費
特別旅費	会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した有識者や専門家（講師を派遣した場合も含む）に支払われる旅費
会場借料	会場の借上げ料として支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
コンサルタント費	事業遂行に必要なコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費
備品費	事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

※汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタ等）は、原則として助成対象外とします。

なお、以下の経費についても対象外とします。

- ・お弁当や懇親慰労の会等に係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費等
- ・常勤雇用者の手当て、役員報酬等、組織運営に係る人件費等
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料等
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等

(6) 審査

①審査方法

- ・審査は、いしかわ里山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・申請者の提出した書類及びプレゼンテーションに基づき審査を行い、審査基準により採点し、点数上位者から採択を決定します。（採択がない場合もあります。）
- ・事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・審査委員会は非公開で行われ、審査経過等に関する問合せには応じられません。

②審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区 分	内 容
事業の効果・有効性	・「いしかわ里山振興ファンド事業基本方針」及び「石川型スロートーリズム」の趣旨に沿った、適切なものとなっている。 ・「石川型スロートーリズム」の推進に向けた住民意識の向上や、合意形成が図られる計画となっている。
事業の計画性・実現性	・事業内容の計画性、実現性、予算計画などが明確に示されている。
事業実施団体の妥当性	・里山里海地域に居住する住民が主体となっている。 ・地域一体となった体制となっている。 ・市町等の協力が得られる体制となっている。
事業の公益性・公共性	・事業内容が地域の公益性・公共性に合致し、特定の者に偏った計画になっていない。

(7) 採択件数

2件程度

(8) 助成金の交付

採択決定後、30日以内に交付申請書を提出していただき、書類審査の上で、交付を決定します。その後、事業終了後に実績報告書を提出していただき、(必要に応じて実地検査を実施し、) 精算払となります。

(9) その他の留意点

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ①交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に了承を得なければなりません。
- ②助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥助成事業期間終了後5年間、毎年度、助成事業に係る前年度の取組等をいしかわ里山づくり推進協議会に報告しなければなりません。